生徒・保護者の皆さんへ

徳島県立池田高等学校

I 「緊急事態宣言」を踏まえた学校の臨時休業の実施について

4月7日,新型コロナウイルスの感染拡大を受け,7都府県に「緊急事態宣言」が出されました。

このため、徳島県教育委員会では、本県の児童生徒の安全を最優先に、「学校でクラスターを発生させない」という方針のもと、より一層の万全を期すため、次のとおり県立学校の臨時休業を行うことを決定しました。ご家庭におかれましても、ご理解・ご協力をお願いします。

1 臨時休業期間について

4月11日(土)~5月6日(水) (国の緊急事態宣言が解除された場合は短縮を検討)

2 臨時休業準備期間について

4月8日(水)~4月10日(金)は臨時休業に係る準備期間とする。

8日については、始業式・入学式等の式典に係る登校日とし、4月9日(木)は休業とする。

10日については、登校日とする。感染症対策を行ったうえで、臨時休業期間中の効果的な家庭学習を行うための教科書・課題の配布等を行う。

部活動については、4月8日(水)から校内外での練習や対外試合並びに演奏会や 発表会、県外遠征、大会等への参加を含め中止する。

Ⅱ 「緊急事態宣言」を踏まえた学校の臨時休業の留意点

1 生徒・保護者への連絡体制について

今後、新たな情報を迅速かつ正確に周知するため、学校ホームページを活用した情報発信を行います。定期的に**池田高校ホームページの「トップページ」**をご確認ください。

2 感染拡大を防止するための対応策について

感染拡大を防止するための対応策について、次のことに留意してください。

- ・臨時休業中も, 感染予防のために3密(密閉・密集・密接)を徹底的に回避すること。
- 「健康管理表」を用いた朝夕の体温測定等による健康観察を行うこと。
- ・咳エチケットやマスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底すること。
- ・新型コロナウイルス感染症またはその濃厚接触者と特定された時は、必ず学校に報告すること。

3 登校日等について

健康観察や学習指導等のため、登校日を4月27日(月)に設定します。個別面談や進路相談等についても実施する予定です。日程や留意点については学年別に連絡します。

4 臨時休業中の生活について

臨時休業中の生活について、次のことに留意してください。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている状況を踏まえ、引き続き人の密集 する場所・換気の悪い場所への外出や不要不急の外出は避けること。特に、県外への 移動はやむを得ない場合を除き、自粛すること。
- ・生活のリズムを崩さないようにし、計画的に学習に取り組み、家事手伝いを積極的に 行うこと。
- ・児童生徒等の運動不足やストレスを解消するために、日常的な運動(ジョギング、散 歩、縄跳びなど)を安全な環境の下で行うこと。
- ・スマートフォンやタブレット端末等によるゲーム、SNSなどの長時間使用や不適切な使用をしない。(ネットいじめ、不適切な投稿、個人情報の無断掲載、ネットで知り合った人との面会などを絶対にしない。)
- ・知らない人からの電話や訪問については対応せず、家の人に知らせること。

5 臨時休業中の学習について

臨時休業中には各教科から課題が出されます。学校再開後に課題テストを実施しますので、計画的に学習してください。

必要に応じて、文部科学省「子供の学び応援サイト」も活用してください。

→ https://www.mext.go.jp/a menu/ikusei/gakusyushien/index 00001.htm

6 教育相談について

不安なことや相談したいことがある場合は、学校に連絡してください。

7 その他

37.5度以上の発熱が4日以上続くなど、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、下記の一般電話相談窓口や帰国者・接触者相談センターに相談してください。

<相談窓口>

- ○一般電話相談窓口 (コールセンター・24時間) 0120-109-410 (フリーダイアル)
- ○帰国者・接触者相談センター

徳島保健所088-602-8907
声野川保健所0883-36-9018
阿南保健所0884-28-9874
美波保健所 0884-74-7373
美馬保健所0883-52-1016
三好保健所 0883-72-1123